

2023(令和5)年度
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜(後期)
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

1 令和4年(以下同じ)5月5日午前10時頃、M県S市所在のG所有の山林においてVの死体が発見されたため、S警察署の警察官Pらは、Vが何者かにより殺害された可能性が高いと判断し、捜査を開始した。間もなく、生前のVが、G所有の前記山林に隣接しているXの自宅でXと同棲していた事実が判明するとともに、Vに掛けられていた合計4800万円の生命保険金の受取人がXになっている事実が判明したことから、Pらは、Xを被疑者として取り調べる方針を固めた。

同日午後4時30分頃、Xは、X宅を訪れたPらからS警察署への任意同行を求められ、素直にこれに応じ、間もなく、XらはS警察署に到着した。同日午後5時10分頃、同署の取調室において、Pは、Xに供述拒否権を告知した上で、Xの取調べを開始した。この取調べは、食事や休憩を挟みつつ、同日午後10時30分頃まで続けられたが、その間、Xが取調べの中止を訴えたり、取調室からの退去を希望したりすることはなかった。そして、この取調べに際し、Xは、「自分はVの死亡に全く関わっていない」等と供述し、犯行を否認した。

同日午後10時35分頃、Pは、X宅は殺人等の犯行現場である可能性が極めて高く、X宅に対する検証等の捜査が予定されていたことから、XをX宅に帰宅させることは妥当ではないと判断した。このため、同日午後10時40分頃、Pは、Xに対し、警察が宿泊費用を負担するかたちで、警察が用意するS市所在のHホテルに宿泊することを提案し、Xはこれを承諾した。

2 同日午後10時50分頃、Pは、Hホテルに電話をかけ、警察の費用で、同ホテルの705号室(以下、「本件客室」という)を確保した。本件客室は、6畳和室と8畳和室が続いており、奥の6畳和室からホテルの廊下に出るために、必ず8畳和室を通らなければならず、両室の間はふすまで仕切られているだけで、鍵が掛からない構造であった。

Pは、部下であるQら4名の警察官に対し、警察車両でXをHホテルまで送り届けた上でXを本件客室の6畳和室に宿泊させるとともに、Qら4名の警察官は本件客室の8畳和室で待機するよう指示した。同日午後11時10分頃、Xは、Qらとともに本件客室に到着したが、Qらも本件客室に宿泊することを知ると、「警察官は帰ってほしい。」と訴えた。しかし、Xは、Qから「ふすまで仕切られているのだから問題

2023（令和5）年度
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（後期）
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

ないはずだ。」と言われると、諦めて6畳和室で就寝し、Qら4名の警察官は8畳和室で待機した。

他方、同日午後11時30分頃から5月6日午前5時頃までの間、X宅に対する検証が行われた。

3 5月6日午前8時45分頃、Xは、警察車両に乗せられて、HホテルからS警察署に出頭した。同日午前9時頃、Pは、前日に引き続き、同署の取調室において、Xに供述拒否権を告知した上で、Xの取調べを開始した（以下、5月6日に行われたXの取調べを「本件取調べ」という）。本件取調べは、食事や休憩を挟みつつ、同日午後11時30分頃まで続けられたが、その間、Xが取調べの中止を訴えたり、取調室からの退去を希望したりすることはなかった。

本件取調べが行われていた最中の同日午後7時頃、Xは、「Vを殺害し、その死体を遺棄したのは私です。」等と供述し、犯行を自白した。そこで、Pは、S地方裁判所裁判官に対し、Vを被害者とする殺人罪及び死体遺棄罪の被疑事実に基づく逮捕状を請求し、同逮捕状の発付を受け、同日午後11時32分、Xを通常逮捕した。

4 5月8日午後3時30分、Pは、Xを検察官に送致した。そして、5月9日午後1時25分、検察官は、S地方裁判所裁判官に対し、前記の殺人罪及び死体遺棄罪の被疑事実につき、Xの勾留を請求した（以下、「本件勾留請求」という）。

【設問1】

本件取調べの適法性について論じなさい。

【設問2】

本件勾留請求が認められるか否かについて論じなさい。